

令和3年

第2回熊本県後期高齢者医療  
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 議長選挙	6
8	日程第 2 議席の指定	8
9	日程第 3 会議録署名議員の指名	8
10	日程第 4 諸般の報告	8
11	日程第 5 会期の決定	8
12	日程第 6 副議長選挙	8
13	日程第 7 議第 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の 選任同意について（議選監査委員）	10
14	日程第 8 から日程第 1 7	11
15	提案理由説明	12
16	質疑・討論・採決	15
17	日程第 1 8 一般質問	20
18	閉会	23

## 会 議 日 程

令和3年11月12日（金曜日） 午後2時45分開会

- 第 1 議長選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長選挙
- 第 7 議第 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について（議選監査委員）
- 第 8 議第10号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」
- 第 9 議第11号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更」
- 第10 議第12号 専決処分の報告及び承認について  
「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」
- 第11 議第13号 専決処分の報告及び承認について  
「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」
- 第12 議第14号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議第15号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議第16号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 第15 議第17号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議第18号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第19号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 一般質問

○

出席議員（32名）

1番	原	口	亮	志
4番	安	田	康	則
5番	高	岡	利	治
6番	内	田	靖	信
7番	服	部	香	代
8番	坂	本	道	博
9番	中	口	俊	宏
10番	小	西	涼	司
11番	石	川	洋	一
12番	園	田	浩	文
13番	浜	崎	昭	臣
14番	来	海	恵	子
15番	上	村	則	幸
16番	松	尾	純	久
20番	豊	瀬	和	久
21番	小	林	久美子	
22番	高	橋	周二	
23番	渡	邊	誠	次
24番	市	原	正文	
25番	本	田	生一	
26番	堀	田	直孝	
29番	清	崎	輝昭	
30番	西	村	博則	
31番	宮	川	安明	
32番	藤	澤	和生	
33番	三	浦	賢治	
34番	竹	崎	一成	
35番	川	野	雄一	
38番	黒	木	龍次	
40番	市	岡	智恵	
44番	溝	口	峰男	
45番	錦	戸	俊春	

○

欠席議員（13名）

2番	中	村	博生
3番	松	岡	隼人
17番	佐	藤	安彦
18番	中	逸	博光

19番	高 巢 泰 廣
27番	吉 良 清 一
28番	藤 木 正 幸
36番	森 本 完 一
37番	吉 瀬 浩一郎
39番	中 嶽 弘 繼
41番	木 下 丈 二
42番	内 山 慶 治
43番	松 谷 浩 一

○

説明のため出席した者

広 域 連 合 長	大 西 一 史
監 査 委 員	飯 銅 芳 明
事 務 局 長	岩 崎 高 児
事務局次長兼事業課長	上 野 信
事務局次長兼給付課長	大 西 学
事務局次長兼総務課長	古 賀 優 作

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	入 江 常 治
書 記	吉 田 正 男
書 記	中 山 義 崇
書 記	高 橋 朋 宏

○

午後2時45分開会

○

○入江常治 議会事務局長

広域連合議会事務局長を務めさせていただいております入江でございます。

定例会の開会に先立ちまして、御説明を申し上げます。

本定例会につきましては、議長、副議長が不在となっておりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で清崎輝昭議員が年長の議員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

清崎議員、議長席にお着きをお願いいたします。

(清崎輝昭臨時議長 議長席に着席)

○

○清崎輝昭 臨時議長

ただいま御紹介をいただきました清崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議員並びに傍聴の皆様申し上げます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。また、議席の配置を広く取り、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口の前後2か所を開放したままとするなど、通常とは異なる運営を行ってまいりますので、御了承をお願いします。

ただいまの出席議員数は32名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、荒木副連合長におきましては、都合により欠席の申し出がっております。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第8ないし日程第17の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がおりますので、これを許可いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○清崎輝昭 臨時議長

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の西大でございます。定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様方の御協力により円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

本年も、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大、とりわけ6月下旬頃から始まった、いわゆる「第5波」におきましては、感染力の強いデルタ株の広まりもあり、本県におきましても、お盆の時期を中心に、1週間で1,500人を超える感染者が生じ、医療体制の逼迫が生じたところでございます。新型コロナウイルスに感染された方、また、その御家族の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、日々、医療の最前線で御展

力をされておられる医療従事者の皆様方に心から敬意を表します。各市町村におかれましても、ワクチン接種を含む感染拡大の防止措置や経済的な支援、また新しい生活様式の普及等、懸命に取り組んでおられることと思います。

さて、先般、国会において「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律」が可決・成立いたしました。今回の法改正では、一定所得以上の後期高齢者医療費の窓口2割負担の導入が一つの柱とされております。令和4年から、団塊の世代が後期高齢者となり始めることから、後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担が年々増す中で、その負担軽減につながる今回の改正は、現在の社会保障制度を維持し、次の世代に引き継いでいく上でも、必要な改革と認識しております。本広域連合といたしましては、医療費の窓口2割負担の導入に当たり、被保険者の皆様方に混乱が生じないように、市町村の皆様と連携をして、十分な広報に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、今後も45市町村とさらに連携を図り、被保険者の皆様がいっまでも長く健康でいられるよう保健事業の充実を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

#### 日程第1 議長選挙

##### ○清崎輝昭 臨時議長

次に、日程第1、「議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○清崎輝昭 臨時議長

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○清崎輝昭 臨時議長

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に原口亮志議員を指名いたします。



お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました原口亮志議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清崎輝昭 臨時議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原口亮志議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました原口亮志議員が議場におられます。

原口議長に御挨拶をお願いいたします。

○  
(原口亮志議長 登壇)

○原口亮志 議長

皆様、こんにちは。ただいま議長に選出いただきました、熊本市議会議長の原口でございます。

大変光栄でありますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するための最も重要な施策であります。増え続ける医療費に加え、令和4年から団塊の世代の方々の後期入りが始まり、被保険者数が急増してまいります。そうした中においても、安定した制度運営を図っていくことが広域連合の使命であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その使命を十分に果たしていかなければなりません。今後も、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。お世話になります。

(原口亮志議長 着席)

○清崎輝昭 臨時議長

どうもありがとうございました。

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

原口議長、議長席にお着き願います。

(清崎輝昭臨時議長 議長席を降りる)

(原口亮志議長 議長席に着席)

○原口亮志 議長

それでは、議事を進行いたします。

○

## 日程第2 議席の指定

### ○原口亮志 議長

これより、日程第2、「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

## 日程第3 会議録署名議員の指名

### ○原口亮志 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

30番、西村博則議員、31番、宮川安明議員を指名いたします。

○

## 日程第4 諸般の報告

### ○原口亮志 議長

次に、日程第4、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による令和2年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

## 日程第5 会期の決定

### ○原口亮志 議長

次に、日程第5、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○

## 日程第6 副議長選挙

### ○原口亮志 議長

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、本職において指名をすることに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に清崎輝昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました清崎輝昭議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清崎輝昭議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました清崎輝昭議員が議場におられます。

清崎副議長に御挨拶を願います。

清崎副議長。

○

(清崎輝昭副議長 登壇)

○清崎輝昭 副議長

皆さん、改めましてこんにちは。ただいま本広域連合議会の副議長に選出いただきました、嘉島町議会議長の清崎でございます。

微力ではございますが、原口議長の補佐役として、広域連合議会の円滑な運営に努力し

てまいりたいと思います。

議員の皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(清崎輝昭副議長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

**日程第7 議第9号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について（議選監査委員）**

**○原口亮志 議長**

次に、日程第7、議第9号、「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、7番、服部香代議員の退席を求めます。

(服部香代議員 退場)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

**○原口亮志 議長**

本件についての提案理由の説明を求めます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

**○大西一史 広域連合長**

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

**○原口亮志 議長**

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

**○大西一史 広域連合長**

議第9号について御説明いたします。

本件は、議選監査委員福永栄助氏が広域連合議会議員としての任期満了とともに、令和3年10月19日で任期満了となりましたことに伴い、広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員から選任する監査委員として、新たに服部香代議員を選任しようとするものであります。

服部氏は、山鹿市議会議員として、3期目であり、地方行政に精通し、現在、山鹿市議会議長を務めておられ、人格・識見ともに監査委員として適任と存じますので、選任同意をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

**○原口亮志 議長**

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第9号を

採決いたします。

議第9号については、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第9号は、原案のとおり同意されました。

それでは、服部香代議員の入室を許可いたします。

(服部香代議員 入場)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任されました、服部香代議員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。

服部議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(服部香代監査委員 登壇)

○服部香代 監査委員

ただいま、議員の皆様方の御賛同をいただきまして、監査委員に選任いただきました、山鹿市議会議長の服部でございます。

熊本県全市町村を構成団体とする本広域連合の監査委員として重責を担うこととなりますが、後期高齢者医療制度が発足して14年が経過し、今後、団塊の世代の皆様方が本制度の加入者となることから、さらなる高齢者の生命、そして健康を維持するための重要な社会保障制度だと捉えております。

運営における監査の重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から職責を全うしたいと考えております。

皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(服部香代監査委員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第 8 議第10号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」

日程第 9 議第11号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更」

日程第10 議第12号 専決処分の報告及び承認について

「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」

- 日程第 1 1 議第 1 3 号 専決処分の報告及び承認について  
「令和 3 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 1 2 議第 1 4 号 令和 2 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 1 3 議第 1 5 号 令和 2 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議第 1 6 号 令和 3 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議第 1 7 号 令和 3 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 6 議第 1 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議第 1 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費  
用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○原口亮志 議長

次に、日程第 8 ないし日程第 1 7、議案審議を行います。

議第 1 0 号ないし議第 1 9 号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

（大西一史広域連合長 登壇）

○大西一史 広域連合長

それでは、議第 1 0 号から議第 1 9 号までの提案理由につきまして、一括して説明させて  
いただきます。

はじめに、「専決処分の報告及び承認について」でございます。議第 1 0 号から議第  
1 3 号までの議案につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処  
分により定め、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定に基づきまして、広域連合議会に報告  
し、その承認をお願いするものであります。

議第 1 0 号につきましては、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部改正」であります。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正さ  
れ、新型コロナウイルスの定義が修正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を  
行うものであります。

議第11号につきましては、「熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更」であります。これは、組合を組織する地方公共団体のうち、令和3年4月1日から「くまもと県北病院機構設立組合」が「玉名市玉東町病院設立組合」へ名称変更したことから規約の一部を変更するものであります。

議第12号につきましては、「令和2年度の特別会計補正予算」であります。令和2年度の保険給付実績に応じて決定されます国・県等の療養給付費負担金等の交付額確定及び国の調整交付金の交付額確定によるものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35億7,022万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,940億9,142万円としたものであります。

議第13号につきましては、「令和3年度の特別会計補正予算」であります。令和2年度療養給付費の確定に伴う支払基金への精算を令和3年9月30日までにを行う必要が生じたことによるものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億2,560万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,934億2,649万5,000円としたものであります。

次に、議第14号及び議第15号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度の広域連合「一般会計決算」及び「後期高齢者医療特別会計決算」について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の「組織運営に関する経費」について、また、後期高齢者医療特別会計は、主に、約28万人の被保険者に対する「保険給付等経費」について支出したものでございます。その結果、一般会計では、歳入総額2億8,039万1,844円、歳出総額2億4,442万7,238円となり、歳入歳出差引残額3,596万4,606円を令和3年度に繰り越すものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,927億7,792万8,704円、歳出総額2,793億6,578万5,696円となり、歳入歳出差引残額134億1,214万3,008円を令和3年度に繰り越すものであります。

続いて、議第16号の「令和3年度一般会計補正予算（第1号）」につきましては、令和2年度の一般会計決算に伴います繰越金を編入するため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,839万5,000円とするものであります。

次の議第17号、「令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、令和2年度特別会計決算に伴う繰越金を編入するとともに、令和2年度の療養給付費等の実績確定に伴う追加負担金及び償還金を計上し、また、令和4年度中に開始となる窓口2割負担制度の導入に係る周知広報経費を計上するものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72億5,446万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,006億8,096万3,000円とするものです。また、この補正予算にあわせまして、地方自治法第214条に基づき、債務負担行為を設定しております。

次に、議第18号、「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び、議第19号、「熊本県後期高齢者医療広

域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、いずれも公務員の期末手当の支給月数を引き下げる人事院勧告を踏まえて、一般職及び会計年度任用職員に係る関係条例について所要の改正を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○ \_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
**○原口亮志 議長**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の審査結果について、監査委員からの報告を求めます。

○ \_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
**○飯銅芳明 監査委員**

議長。

○ \_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
**○原口亮志 議長**

飯銅監査委員。

(飯銅芳明監査委員 登壇)

**○飯銅芳明 監査委員**

広域連合監査委員の飯銅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど山鹿市の服部議員が議会選出の監査委員として就任されましたが、代表いたしまして私のほうから報告をさせていただきたいと存じます。

お手元に、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書」を配付してあるかと思しますので、御覧いただきたいと存じます。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、広域連合長から令和3年8月10日付けで審査に付されました、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類の審査結果を報告いたします。

審査は、令和3年8月31日に、前任の議選監査委員である福永監査委員とともに実施いたしました。

審査の対象といたしましたのは、一般会計及び特別会計、それぞれの歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及びこれらに関する証書類、並びに財産に関する調書等でございます。

審査の方法は、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置きまして、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、必



要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査等の結果を参考として計数の正確性等について審査を実施いたしました。

その結果、審査に付されました「令和2年度歳入歳出決算書」及び「令和2年度主要施策の成果説明書」、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、決算は適正であると認めました。

また、決算に係る監査委員の意見といたしましては、審査意見書の1ページに記載のとおりでございます。1ページの第5、意見における前段部分におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年度の医療給付費は減少しているものの、「団塊の世代」が後期高齢者となる来年度以降は、増加する見通しとなっていることから、医療給付費抑制のための取り組みについてはさらなる充実を図っていただきたいということを述べておりますが、これを受けた後段部分をこれから読ませていただきたいと存じます。

「なお、特別会計歳入の『第三者納付金』や、一部負担金差額などの『返納金』において、約8,340万円の収入未済額が発生していることについては、健全な財政運営とともに被保険者間の負担の公平性の観点から、さらに効果的な未収金縮減のための対応策を講じるなど、引き続き法令等に基づいた適正な債権管理に取り組まれない。来年度には、保険料率の見直しや2割負担の導入、その他制度改正等により事務の負担が増加すると考えられるが、被保険者に対し混乱や不安を招かないよう、国や県、市町村及び関係団体との連携・協力を一層強め、十分な周知・広報及び丁寧な説明や保険者としての運営機能の強化にも努められたい。」と記載しているところでございます。

なお、決算規模等、具体的な数字につきましては、2ページから12ページまでに記載のとおりでございますので、お目をお通しいただきたいと思っております。

以上で、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査の報告とさせていただきます。

(飯銅芳明監査委員 着席)

○

○原口亮志 議長

これより、議案に対する質疑に入ります。

議第15号について、小林久美子議員から質疑の通告があつておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、御承知願います。

○

○小林久美子 議員

議長。

○

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第15号、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。菊陽町議会議員の小林久美子です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、令和2年度の一人当たりの保険料は幾らだったのか、お聞きします。令和2・3年度の保険料率は、令和元年度と比較して8,841円の増で、一人当たり6万4,111円ということで理解をしていましたけれども、実際は幾らだったのでしょうか。

2つ目ですが、第2に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免の状況はどうなっていますか。減免の件数と金額は幾らなのか、お聞きします。

3番目に、新型コロナウイルス感染症による受診控えによる影響は、どのような影響が出ているのか。一人当たりの医療費の推移について、どうだったのか、お聞きしたいと思います。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○岩崎高児 事務局長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

まず、第1点目の令和2年度の一人当たりの保険料についてお答えいたします。

令和2年度における被保険者一人当たりの保険料につきましては、6万767円でございます。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免の状況についてお答えいたします。

保険料減免対象者の要件につきましては2つございまして、まず1つ目といたしまして、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合でございます。2つ目といたしまして、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、一定の所得要件はありますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3割以上の収入減少が見込まれる場合でございます。

以上の要件を満たす対象者につきまして、令和2年度中に減免を決定いたしました件数は203件です。金額にいたしまして、1,037万9,100円でございます。

内訳ですけれども、このうち令和元年度分が92件、金額は137万7,300円です。令和2年度分が111件で、金額は900万1,800円でございます。

それから、3点目の新型コロナウイルス感染症による受診控えによる影響及び一人当たりの医療費の推移についてお答え申し上げます。

まず、受診控えの影響につきましては、厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、受診控えのほか、基本的な感染対策としての「マスクの着用の徹底」「手洗い・うがいの励行」「社会的距離の確保」など、「新しい生活様式」の浸透により、呼吸器系の疾患を中心とした疾病が減少するなど、医療費が大きく減少したものと分析されております。

本県の令和2年度の受診状況につきましては、約826万件となっております、これは、前年度よりも約45万9,000件の減、割合では5.3%の減となっております。医療費総額では約2,956億円で、前年度よりも約93億円の減、割合で申しますと、3.1%の減となっております。

次に、一人当たりの医療費の推移についてでございますけれども、本県の令和2年度の一人当たりの医療費は、104万7,516円で、前年度よりも3万2,486円の減、割合で3%の減となっております。

(岩崎高児事務局長 着席)

○

#### ○原口亮志 議長

以上で、議案に対する質疑は終了いたしました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第10号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」、議第11号、専決処分の報告及び承認について「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更」を一括して採決いたします。

以上、2件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第10号、議第11号について、原案のとおり承認することに賛成議員の御起立を願います。

(賛成者起立)

#### ○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第10号、議第11号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第12号、専決処分の報告及び承認について「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」、議第13号、専決処分の報告及び承認について「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を一括して採決いたします。

以上、2件については、討論の通告は出ておりませんでしたので、これより採決をいたします。

議第12号、議第13号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第12号、議第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これより、議第14号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本件については、討論の通告は出てございませんでしたので、これより議第14号を採決いたします。

議第14号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第14号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第15号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、御承知願います。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第15号の反対討論をします。

反対の理由は、保険料の問題と実質剰余金が63億2,047万6,000円にも上って、非常に多額だということです。

保険料につきましては、平成30・31年度は保険料が据え置きになっていましたが、令和2年度は値上げをされました。しかし、今回の決算では、新型コロナウイルス感染症による受診控えが起これ、一人当たりの医療費は、令和元年度が108万円で、令和2年度は104万円と、約93億円の減少になりました。

特別会計の決算は、制度開始以来、毎年黒字決算で、実質剰余金は、令和2年度は63億2,047万6,000円にも上っています。実質剰余金は、質問をしますと、保

除料改定時の抑制財源と言われますが、実際には、保険料は、先ほどお話をしました平成30・31年度は据え置きですけれども、この間、引き上げが行われ、保険料の抑制財源になっていません。

また、この間、国の特例軽減も段階的に廃止をされてきました。高齢者の平均所得、全国の52万3,174円と比べても、熊本県は34万9,249円、年金換算ですれば恐らく100万円ちょっとかなと思うんですが、低く、やはり高齢者の方の生活というのは非常に厳しいものがありまして、保険料のこの剰余金などはもっと保険料の引き下げに回すべきだと考え、以上の理由で反対討論とします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

#### ○原口亮志 議長

以上で、議第15号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第15号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議第15号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○原口亮志 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第16号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第16号を採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第17号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第17号を採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第17号は、原案のとおり可決されました。

これより、議第18号、「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議第19号、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して採決いたします。

以上、2件について、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第18号、議第19号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第18号、議第19号は、原案のとおり承認されました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第18 一般質問

○原口亮志 議長

次に、日程第18、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、御了承願います。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

一般質問を行います。

保険料の料率の改定についてお聞きします。次期の保険料率改定についての見解はどうなっているのでしょうか。保険料率の引き下げはできないか、お聞きします。

後期高齢者医療制度開始以来、先ほどもありましたように14年になりますけれども、この間、保険料の引き上げが行われてきました。特別会計の質疑でも触れましたが、熊本県の平均所得は全国平均と比較しても非常に低い中で、保険料の負担は重くなっています。

また、特別会計の黒字額も約63億円という状況です。毎年黒字で平成26年度等は約80億円にも上る、78億7,634万4,839円ありましたので、かなり高額になっています。また、熊本県で持っている財政調整基金がありますけれども、これは、令和2年度末、42億7,837万5,712円に上っています。この財政調整基金ですけれども、平成28年度からこの5年間、全く広域連合では使っていません。この黒字額は、保険料引き下げに使うべきではないでしょうか。連合長の見解をお聞きます。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○大西一史 広域連合長  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長  
大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

次期保険料率改定についての見解をお答えいたします。

現在、令和4・5年度の第8期保険料率改定に向け作業を行っているところでございますが、令和4年度から「団塊の世代」の方々が後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、被保険者数や医療給付費は増大することが予想されております。

また、現役世代の人口減少が進展をしている中、令和4年10月以降に一定所得以上の方々については、窓口2割負担枠が新設されるなど、保険料率改定を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

今後、国から示される診療報酬改定の内容や基礎数値等を参考にしながら、次期保険料率改定に向け、検討をまいります。

次に、保険料率の引き下げについてでございますが、これまでと同様、剰余金を活用し、可能な限り次期保険料率の上昇を抑制し、少しでも後期高齢者の方々の負担軽減につながりますよう努力をまいりますと考えております。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長  
小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

今、大西連合長より答弁をいただきましたけれども、保険料につきましては、令和4・5年度の保険料は来年の2月のまた広域連合議会で決まるかと思えます。私が非常に疑問なのは、全国の広域連合の剰余金はどのようになっているのか。私はそこまで調べていませんので、やはり来年2月に検討されるときに、実質剰余金が全国でどういう取り扱いをされているのか、今後とも注視をしていきたいと思えます。

先ほど監査委員の方からもありましたように、令和4年度は保険料の問題と窓口2割負担の問題があります。高齢者医療費2倍化法については、後期高齢者の病院窓口負担を2倍に引き上げる健康保険法等の改正が自民党、公明党などによって強行成立をしました。現在の1割を2割に引き上げることについては、私もこの広域連合で非常に負担になることを訴えて、連合長からもぜひ国に意見を上げてほしいと要望をしました。

また、当事者をはじめ、多くの医療関係者などから、やはり懸念の声が上がっているのは事実です。私も、長年、医療機関や保健師としても働いてきましたので、本当に重篤化するのではないかとということを一番懸念します。今でも経済的負担によって受診抑制など、そういう問題も出るのではないかと心配をしています。

厚生労働省自身も、受診控えによって、年間の医療給付費が1,050億円も減少するという試算もしていることが明らかになりました。

窓口負担2割が実施されれば、受診抑制で重症化による手遅れなど起きることは明らかではないかと考えます。私としては、2割負担を来年の10月から検討されていますが、受診抑制や重症化の問題など、ぜひそういう実態の調査をしていただきたいと要望して、連合長の答弁を求めたいと思えます。

以上です。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

窓口2割負担が実施される場合の様々な影響についてのお尋ねにお答えをいたします。

窓口2割負担となる対象者は、一定以上の所得がある被保険者で、国によれば、全被保険者の20%程度と推計されております。

制度導入による急激な負担増を抑制するため、長期にわたる外来受診については、制度施行後3年間は、1月当たりの本人負担額を最大3,000円までとする配慮措置が講じられることとなっております。



当広域連合では、必要な受診が抑制されないことがないように、市町村と連携をし、周知広報を徹底してまいりたいと考えております。

次に、窓口2割負担が実施された場合の影響調査についてお答えをいたします。

窓口2割負担の法改正が審議された際、後期高齢者の受診に与える影響を把握することなどを求める、参議院厚生労働委員会の附帯決議があったことは承知しているところでございます。

影響調査の実施につきましては、高度な専門性が求められますことや、一つの広域連合の単独での調査結果をもとに、国全体を推測することは、極めて困難であると思われま

すが、国全体への影響を判断する調査につきましては、国において有効な調査方法をもとに適切に対応することと考えております。

以上です。

○

**○原口亮志 議長**

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○原口亮志 議長**

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和3年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 原口 亮志

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 西村 博則

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 宮川 安明